



## 令和2年4月向け 奈良県会計年度任用職員（一般技労）募集案内

奈良県地域振興部うだ・アニマルパーク振興室では、令和2年4月から、家畜飼養管理と動物ふれあい体験及びイベントの実施に従事する会計年度任用職員（一般技労）を募集します。

（ただし、令和2年度の本県における当初歳入歳出予算の成立が前提となります。）

### 【会計年度任用職員（一般技労）のポイント】

1. 任期は最長1年度（勤務実績により再度任用あり）
2. 子育て世代向けの休暇制度を充実（要件あり）
3. 期末手当・退職手当の支給あり（要件あり）

受付期間 令和2年2月7日（金）～2月25日（火）＜必着＞

※募集に関する問い合わせ及び応募先は、  
奈良県地域振興部うだ・アニマルパーク振興室  
地域振興係

〒633-2112

奈良県宇陀市大宇陀小附89

電話 0745-83-2563

選考実施日 令和2年2月26日（水）

### 1 応募の概要

採用職種 (会計年度任用職員)	勤務地	採用予定 人員	職務内容
一般技労	うだ・アニマル パーク	1名	家畜飼養管理と動物ふれあい体験 及びイベントの実施

■郵便申請については、2月25日（火）必着とします。

### 2 応募資格

- ① 牛・ポニー・羊・ヤギの飼育経験が6年以上の方。
- ② 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は、応募できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 任用根拠及び職務内容

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員として、家畜飼養管理と動物ふれあい体験及びイベントを実施する業務に従事していただきます。

### 4 任期

原則として令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※採用後、原則として1月間は条件付採用期間です。

※任期満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用される場合があります。ただし、年度を超えた再度の任用は2回（連続する3会計年度）に限ります。

### 5 勤務条件等

勤務場所	奈良県宇陀市大宇陀小附89 うだ・アニマルパーク内
勤務時間	8時30分～17時15分の7時間45分（休憩時間60分）
超過勤務	臨時又は緊急の場合は超過勤務を命じることがあります
休日	週休2日制 （週5日勤務（土、日、祝は必ず勤務）シフト制）
給与	給料月額132,300円～182,800円 （上記の他、地域手当、通勤手当、休日勤務手当、期末手当等の支給あり）
社会保険	・健康保険、厚生年金保険 （一定条件下で1年を超えて勤務した場合、地方職員共済組合に加入し、健康保険及び厚生年金保険は適用除外となります。） ・雇用保険 （一定条件下で6月を超えて勤務した場合、職員の退職手当に関する条例が適用され、雇用保険は適用除外となります。） ・災害補償 （労災保険又は地方公務員災害補償基金のいずれかにより補償されます。）
服務規律	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であることから、地方公務員法にある以下の規定が適用されます。 ・全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止 ・営利企業等の従事制限

## 6 選考方法

応募者に対して、面接による選考を実施します。

## 7 面接日時・場所・選考内容

日 時	令和2年2月26日(水) ※面接時間については、2月25日(火)までに電話にて通知します。
場 所	うだ・アニマルパーク振興室 動物愛護センター会議室 奈良県宇陀市大字陀小附89
選考内容	書類選考、面接、

## 8 応募手続

### (1) 申込方法

履歴書とハローワーク紹介状を奈良県地域振興部うだ・アニマルパーク振興室地域振興係まで直接持参又は書留など確実な方法で郵送してください。

※郵送の場合は、封筒の表に必ず「奈良県会計年度任用職員選考」と朱書きしてください。

### (2) 合格発表

受験者全員に可否について電話で連絡します。

### (3) 注意事項

(ア) 提出書類の記載事項に不正があると選考が無効となる場合があります。

(イ) 応募者に係る個人情報については適切に管理し、本件以外には一切使用しません。

なお、応募書類は返却しません。当方の責任にて処分します。

※バスの路線、時刻等は各自ご確認ください。